

企画競争実施の公示

令和8年 7月22日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 今井 勝一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1) 調達件名：遠賀川水系における防災意識向上に資する講習会運営補助作業
- (2) 調達内容 本件は、遠賀川流域における流域治水の取組の一環として、一般住民向けに防災意識向上や円滑な避難等に資する講習会を開催し、災害を自分事化することを目的とするものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年2月26日まで
- (4) 電子調達システム（G E P S）の利用
本調達案件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続きを電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙方式参加願を提出するものとする。

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 企画提案書の提出時において、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（のうち「広告・宣伝」）において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。
なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。
 - 同種業務：一般住民を対象とした防災意識向上のための講習会の実施
 - 類似業務：一般住民を対象とした河川に関する講習会の実施

- (5)配置予定業務管理責任者は、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務：一般住民を対象とした防災意識向上のための講習会の実施

○類似業務：一般住民を対象とした河川に関する講習会の実施

- (6)九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。
(7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(8)企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1)担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所経理課契約係

電話 0949-22-1836（内線 502）FAX 0949-23-3452

(2)説明書の交付期間

令和8年7月22日から令和8年8月12日まで

(3)説明書の交付方法

電子調達システム（調達ポータル）により交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記3（1）に問い合わせること。

(4)電子調達システム（調達ポータル）のURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上、「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(5)企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年8月12日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：電子調達システム、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

(6)企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

- (7)企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。